

# 憲法と天皇制

木村公平

国内外の変化は激しいものです。朝鮮半島情勢の劇的な緊張緩和、沖縄県知事選挙における、オール沖縄玉城デニー候補の圧勝など、我々にとって大歓迎すべきことです。1年前、半年前と比べ大変な変化です。だが、安倍内閣は憲法改悪をねらい続けています。更に今年は現天皇の退位、新天皇の即位があります。この二つのことは憲法第1条から8条、第9条という日本国憲法の最初に書かれている条項です。

以下、憲法1条から8条、第9条について私の実感的感想を書きたいと思います。

日本国憲法について無数の本が書かれていると思いますが、簡単に私自身の考え方述べたいと思います。

現憲法は、日本帝国主義の朝鮮侵略植民地支配、アジア太平洋侵略戦争の敗戦の結果生まれたものです。この敗戦の結果、日本は連合国に軍事占領され(中心はアメリカ軍)、連合国への支持のもと(アメリカ軍最高司令官マッカーサーの支持のもと)、敗戦後日本の改革が行われました。戦後民主主義の始まりです。

アメリカの圧倒的軍事権力のもと、日本軍の武装解除、治安維持法などで弾圧されていた共産党員等の釈放、戦争犯人の逮捕、男女平等、労働組合の結成、財閥解体、農地改革などの流れとともに新憲法が作られました。この新憲法で、「基本的人権」「平和主義」「国民主権」の三大原則が規定されました。アメリカ占領軍マッカーサーは天皇制を残すことにより、対日支配を有利にするため象徴天皇制を作り上げました。その狙いは見事に成功し、天皇は親米派となりアメリカの対日支配に協力しました。天皇の沖縄メッセージや日米安保条約成立時の積極的協力をいたしました。

連合国への認知を得て天皇制が残れるように日本の非軍国主義化として9条を創設しました。

日本国憲法はアメリカの単独軍事占領のもと、アメリカ主導で象徴天皇制と9条はセットで作られました。ある意味、自民党の言う押し付け憲法論は間違っていないと思います。1946年10月7日日本国憲法衆議院で成立、1946年11月3日軍事占領下で新憲法は公布されました。この憲法は大日本帝国憲法の改正であり、本来日本人自身ではできないような憲法を間接占領下の日本で日本人自身が作ったという形をアメリカが取らせたと思います。どんな経過であれ、私は天皇条項を

除けば極めて優れた憲法だと思います。

現在、日本において政治・思想信条、出版・表現の自由に対し最大のタブーは天皇及び天皇制です。まさかこれを否定できる人はいないと思います。

憲法第1条 天皇は日本国の象徴であり、日本国民の統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。

憲法第2条 行為は、世襲のものであって国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

私の天皇制批判は単純なもので、小学校から高校までの間、「人は生まれながら自由と平等である」「万人平等である」と教えられてきました。それ以来、「万人平等」という理念を疑ったことはありません。もちろん、人間個々の能力の差はあります。障害の有無もあります。また、人間は生まれを選択できません。日本人として生まれたのも自らの選択ではありません。天皇もまた選択したものではありません。たまたま天皇家に生まれたに過ぎないと思います。國もまた偶然の產物でしかありません。

第1条と2条は私には理解不能です。この条文から天皇は日本人であるが「國民」ではない。「國民」ではない人間が象徴であり、國民統合の象徴である。なぜ、天皇は象徴であるほど偉大な存在であるのか理論的根拠が示されていないように私は感じられます。また、「主権の存する國民の総意に基づく」と書かれていますが、私は新憲法ができる前から生きていますが、一度も天皇を選んだことはありません。また、「皇位は世襲であって」と書かれていますが、簡単に言えば身分制です。よほど立派な家柄なのか血筋なのかその根拠は判然としません。

明治憲法の第1条「大日本帝国は万世一系の天皇がこれを統治する」は内容はともかく、少なくとも天皇がなぜエライのか、なぜ世襲なのかも説明をしています。天照大神や神武天皇の子孫、すなわち神の子孫だから偉い、だから世襲だということだからだろうと思います。

ところが、昭和天皇は1946年1月神格化否定の勅使(人間宣言)を行っています。民主主義の下、天皇は神では困るわけです。その結果、天皇の歴史的正当性は曖昧なものになりました。生前退位の問題をめぐり、メディアや知識人、学者の発言を読んで納得できるものはありませんでした。せいぜい現天皇は立派な人であり、護憲派であり、安倍内閣と矛盾があるというよう

な内容が多数です。憲法1条から8条で天皇制が書き込まれ、天皇制が「国民」に支持されているのだから今更天皇制の是非を問う必要はないという論調です。

日本を代表するリベラル派の樋口陽一さんの「現天皇は名君である」との表明は、現状肯定そのものであり、学者としての論理を欠いているのではないか。論理より情念の世界であり、憲法1条・2条に関する疑問に答えていないように思われます。

これに対し、天皇主義宣言をした内田樹さんや白井聰さんが出現しました。**積極的天皇制擁護論者**の出現です。旧来の積極的擁護論者は、日本会議に代表される戦前回帰の政治思想を主張します。内田さんや白井さんはリベラル派の代表のような人ですが、樋口陽一さんのようなオズオズした天皇制擁護論者ではなく、憲法1条・2条にも係る発言をしています。

内田樹さんは、「月刊日本」(2017年5月号)のインタビューで天皇制論をかなり詳しく述べています。「昨年のお言葉は天皇制の歴史の中でも画期的なものだったと思います。」「天皇の象徴行為とは“鎮魂”と“慰籍”です」

内田さんによれば、「わが国には“非利己的に振舞うこと”を自分の責務だと思っている人がいる。それだけをおのれの存在理由としている人がいる。それが天皇です。」と言っています。現天皇への絶賛です。更に「伝統的に“シャーマン”としての機能を担ってきたその本質的機能は今も変わりありません」とも言っています。そして、これらのことを使って天皇が「国民統合の象徴」の根拠にしているようです。

内田さんはリベラル派の曖昧な天皇制擁護論に不満だったのでしょう。さらに踏み込んで「靈的な権力を世俗権力の二重構造の統治システムとして機能し、天皇が象徴行為を通じて日本統合を果たしている。こんな国は見回すと世界で日本しかない。」とまで言っています。日本は特別な国だと言っているのではないでしょうか。この考えは危険です。

白井聰さんは週刊金曜日2018年6月22日号で「象徴としてのお務めについて天皇陛下のお言葉(2016年8月8日)を天皇が発する歴史の転換を画する言葉となりうる」と言っています。更に、「昭和天皇の玉音放送の系譜」に連なると指摘しています。また「国体論—菊と星条旗」によれば「天皇亜動き祈ること」で日本国の象徴となり、日本統合を作り出す。天皇が「日本という共同体の靈的中心となる」と言っています。そして、白井さんは天皇と共に、安倍内閣とアメリカに対決することを望んでいるようです。

樋口さんの言説がリベラル派には多いように思われますが、大多数のリベラル派は語らないことを選択しているようです。全体として天皇制に関する限り翼賛体制に賛成しようとしています。そもそも、天皇制は空気のようなもの、無視してよいもの、無害なもの、現実政治に関係ないものと考えていいのでしょうか。

私は間違いだと思います。天皇に対して語られないタブーであることがなによりも天皇制問題が今日の日本の政治に重要な問題であることを逆に証明をしています。

2019年退位・即位に関し発言を続けましょう。

「代替わりを機に天皇制を考える  
あいちネットワーク」への参加・賛同の呼びかけ  
呼びかけ文抜粋

憲法に制度として残り続けた「天皇制」がもたらす影響を過去のものとしてではなく、多様な視点から問い合わせ続ける必要があると考えます。私たちが共有する平和、民主主義、多様性尊重、信教・良心の自由、政治的・社会的文化的マイノリティの権利尊重などの価値観が、天皇制がはらむ国家主義、軍事主義、家父長制、国家神道などの関係を明らかにする必要があります。

天皇と天皇制のあり方を決めるのは「主権の存する日本国民の総意に基く。」とされていますが、現実は、天皇制に対する開かれた議論はタブーになっていると言わざるを得ません。代替わりの今こそ、タブーのままに過ごすのではなく、天皇制について論じることが、日本社会の自由のために必要だと考えます。広く同じ関心を有する人と、意見を交換し、意見や見解の相違を認め合いながら、ともに行動する機会を持ちたいと考えています。「天皇代替わりを機に天皇制を考えるあいちネットワーク」への参加・賛同を呼びかけます。

団体・個人名

連絡先

賛同費：団体一口 3000 円

個人一口 1000 円

振込先

口座名義：代替わりを機に天皇制を考える  
あいちネット

口座番号：00860-1-217648

代替わりを機に天皇制を考えるあいちネットワーク  
共同代表：島しづ子・河田昌東

連絡先：090-6468-5556